

犯罪被害者の生活守る

裁判や住居修繕費など援助

■千葉・船橋市

千葉県船橋市は今年度から、犯罪被害者や遺族を経済的に支える事業を実施している。市議会公明党（松寄裕次幹事長）はこのほど、市の担当者から支援状況について話を聞いた。

この取り組みは、今年度



施行の「市犯罪被害者等支援条例」に基づき行われているもので、今年4月以降の犯罪被害が支援対象となる。具体的な支援内容として、遺族に30万円、被害者に最大10万円を支給。また裁判費用関連で5万円、住居修繕や転居費用として20万円（上限2回）を援助する。被害の影響で日常生活に支障が生じている場合は、家事代行サービスなども支援対象となる。

市の担当者は「専門の相談員を窓口に配置した。どこにも被害相談をする先がなければ、こちらにお話いただければ」と話した。

市議会公明党は、葛生正文議員が2023年9月議会で「犯罪被害者やそのご家族、遺族は心身に被害を受けるだけでなく、犯罪によって受けた傷とずっと向き合わざるを得なくなる」と訴え支援を要請するなど、会派を挙げて事業実施を推進してきた。

担当者（右側）から事業の話聞く市議会公明党